島根県森林環境保全造林事業実施要領

平成 14 年 4 月 1 日　林発第 150 号
最終改正　令和 5 年 8 月 22 日　森第 486 号

森林環境保全造林事業の実施については、国の定める森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 882 号農林水産事務次官依命通知）及び森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）によるほか、この要領によるものとする。

第１　事業区分及び事業内容等

森林環境保全造林事業の区分ごとの事業内容、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

１　森林環境保全直接支援事業

森林環境保全直接支援事業は次により実施するものとする。

(1)　事業内容

育成単層林整備及び育成複層林整備

ア　人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。

イ　樹下植栽等

次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当するものとする。

(ｱ)　優良な育成複層林の造成を目的として上層木が 3 齢級以上の林分（「長期育成循環施業の実施について」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める長期育成循環施業の対象森林にあっては上層木が 10 齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去

(ｲ)　天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去

ウ　下刈り

植栽により更新した 2 齢級以下（複層林においては下層木が 5 齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した 8 齢級以下（複層林においては下層木が 8 齢級以下）の林分で行う雑草木の除去とする。

エ　雪起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）とする。

オ　倒木起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。

カ　枝打ち

次の(ｱ)～(ｳ)のいずれかに該当するものとする。

(ｱ)　6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去

(ｲ)　12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

(ｳ)　18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

キ　除伐

下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

ク　保育間伐

12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。

ケ　間伐

12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね５割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は森林法（昭和26年法律第249号）第10条の５に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に２を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積とする。

コ　更新伐

18齢級以下の林分又は標準伐期齢に２を乗じた林齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び巻枯らしとする。

サ　付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、(ｱ)のｂについてはこの限りではない）とする。

(ｱ)　鳥獣害防止施設等整備

a　施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

b　施設改良

既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良とする。

(ｲ)　林内作業場及び林内かん水施設整備

森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。

(ｳ)　林床保全整備

造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。

(ｴ)　荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。

シ　森林作業道整備

「島根県森林作業道作設指針」（平成 23 年 3 月 31 日付け森第 1708 号制定）に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当するものとする。

(ｱ) ア～コのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。

(ｲ) 第２の４の(1)【事前計画】（【　】は引用を簡潔に示すものである。以下同じ。）に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるもの

(ｳ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの

(2)　事業主体

次のいずれかの者とする。

(ｱ)　県

(ｲ)　市町村

(ｳ)　森林所有者

(ｴ)　森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）

(ｵ)　森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平

成 18 年法律第 48 号）第２条第１号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの）をいう。以下同じ。）

(ｶ)　特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第７号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）

(ｷ)　森林法施行令第 11 条第８号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）

(ｸ)　森林法第 11 条に規定する森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）

(ｹ)　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「間伐等特措法」という。）第５条第１項に規定する特定間伐等促進計画(以下「特定間伐等促進計画」という。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者

(ｺ)　森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第２項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）

(3)　事業規模等

(1)のアからコまでについては、１施行地の面積が 0.1ha 以上。

これに加えて、間伐及び更新伐については、次のア又はイのいずれかに該当するもの。(要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。)

ア　森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、第５の１【補助金の交付申請】に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が１ha 当たり 10 ㎥以上

イ　森林経営管理法第 35 条第１項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は、アの規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのは「実施権配分計画」と読み替えるものとする。

(4)　補助金額

ア　補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一を乗じて百円未満を切捨てたものに補助率を乗じて求める。

イ　標準経費は標準単価に事業量を乗じて求めたものとし、標準単価の算定は第５の３【標準単価】によるものとする。なお、この場合の標準単価は交付申請時の単価を適用する。

ウ　査定係数は、次のとおりとする。

(ｱ) 次に該当するもの：180

市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」（以下「効率的施業区域」という。)又は間伐等特措法第４条第３項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき行う１ha 当たり 2,000 本

以下の人工造林及び同施行地における３回までの下刈り

(ｲ)　次のａ～ｃのいずれかに該当するもの：170

ａ　森林経営計画等に基づき行う事業（(ｱ)に規定する査定係数 180 で行うものを除く。また、(ｱ)の施行地における４回以降の下刈りも含む。）

ｂ　間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの。

ｃ　鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧（(1)ア～コの施業と一体的に実施するものを除く。）

(ｳ)　次のａ又はｂのいずれかに該当するもの：90

ａ　人工造林及び樹下植栽等について、伐採造林届出書に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）

ｂ　下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(ｱ)及び(ｲ)のａに該当しないもの。

エ　補助率は、「島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱」（平成 14 年 8 月 23 日島根県告示発第 768 号。以下「要綱」という。）によるものとする。

２　特定森林再生事業

特定森林再生事業は、協定（地方公共団体等と森林所有者による協定等であって、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね 10 年間は皆伐を行わない旨が定められたものをいう。以下同じ。）に基づいて次により実施するものとする。

(1)　森林緊急造成

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。

ア　事業内容

育成単層林整備及び育成複層林整備

(ｱ)　人工造林

１の(1)のア【人工造林】に準ずる。

(ｲ)　樹下植栽等

１の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。

(ｳ)　下刈り

１の(1)のウ【下刈り】に準ずる。

(ｴ)　雪起こし

１の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

(ｵ)　倒木起こし

１の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。

(ｶ)　除伐

１の(1)のキ【除伐】に準ずる。

(ｷ)　付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、(ｱ)～(ｶ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、ａの(b)についてはこの限りではない。）とする。

ａ　鳥獣害防止施設等整備

(a)　施設等整備

１の(1)のサの(ｱ)のａ【施設等整備】に準ずる。

(b)　施設改良

１の(1)のサの(ｱ)のｂ【施設改良】に準ずる。

ｂ　林内作業場及び林内かん水施設整備

１の(1)のサの(ｲ)【林内作業場及び林内かん水施設整備】に準ずる。

ｃ　林床保全整備

１の(1)のサの(ｳ)【林床保全整備】に準ずる。

ｄ　荒廃竹林整備

１の(1)のサの(ｴ)【荒廃竹林整備】に準ずる。（ただし、１の(1)のサの(ｴ)において「ア～コ」とあるのは、「(ｱ)～(ｶ)」と読み替える。）

(ｸ)　森林作業道整備

森林作業道の開設、改良及び復旧であって、次の全てに該当するものとする。

ａ　(ｱ)～(ｶ)のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの

ｂ　第２の４の(1)【事前計画】に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるもの

ｃ　事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの

イ　事業主体

(ｱ)　県、市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第４条の規定により市町村が経営管理権の認定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第２条第１項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。）

(ｲ)　森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、意欲と能力のある林業経営者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

ウ　事業規模等

アの(ｱ)～(ｶ)については、１施行地の面積が 0.1ha 以上

なお、県、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、第５の１【補助金の交付申請】に定める補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が 2.5ha 以上とする。

エ　補助金額

(ｱ)　補助金額は１の(4)のア【補助金額】に準ずる。

(ｲ)　標準経費は１の(4)のイ【標準経費】に準ずる。

(ｳ)　査定係数は次のとおりとする。

a　森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の５第２項第５号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの：180

b　その他：90

(ｴ)　補助率は１の(4)のエ【補助率】に準ずる。

(2)　被害森林整備

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等とする。

ア　事業内容

育成単層林整備及び育成複層林整備

(ｱ)　人工造林

１の(1)のア【人工造林】に準ずる。

(ｲ)　樹下植栽等

１の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。

(ｳ)　下刈り

１の(1)のウ【下刈り】に準ずる。

(ｴ)　雪起こし

１の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

(ｵ)　倒木起こし

１の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。

(ｶ)　枝打ち

１の(1)のカの(ｳ)【枝打ち（１８齢級以下）】に準ずる。

(ｷ)　除伐

１の(1)のキ【除伐】に準ずる。

(ｸ)　保育間伐

１の(1)のク【保育間伐】に準ずる。

(ｹ)　更新伐

18 齢級以下の林分（長期育成循環施業による場合は 10 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らしとする。

(ｺ)　付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、(ｱ)～(ｹ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、a の(b)についてはこの限りではない）とする。

a　鳥獣害防止施設等整備

(a)　施設等整備

１の(1)のサの(ｱ)の a【施設等整備】に準ずる。

(b)　施設改良

１の(1)のサの(ｱ)の b【施設改良】に準ずる。

b　林内作業場及び林内かん水施設整備

１の(1)のサの(ｲ)【林内作業場及び林内かん水施設整備】に準ずる。

c　林床保全整備

１の(1)のサの(ｳ)【林床保全整備】に準ずる。

d　荒廃竹林整備

１の(1)のサの(ｴ)【荒廃竹林整備】に準ずる。（ただし、１の(1)のサの(ｴ)において「ア～コ」とあるのは、「(ｱ)～(ｹ)」と読み替える。）

(ｻ)　森林作業道整備

(1)のアの(ｸ)【森林緊急造成の森林作業道整備】に準ずる。（ただし、(1)のアの(ｸ)において「(ｱ)～(ｶ)」とあるのは、「(ｱ)～(ｹ)」と読み替える。）

(ｼ)　森林保全再生整備

野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う、次のいずれかに該当するものとする。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第４条第２項に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第４条の２に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と

連絡調整を図るものとする。

a　鳥獣害防止施設の整備等

次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものとする。

(a)　野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備（パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。）

(b)　既設の鳥獣害防止施設の改良（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。）

b　鳥獣の誘引捕獲

誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等（給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。）とする。

イ　事業主体

次のいずれかに該当するものとする。

(ｱ)　県又は市町村（自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第４条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。）

(ｲ)　森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）

(ｳ)　森林所有者（地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。）

ウ　事業規模等

アの(ｱ)～(ｹ)については、１施行地の面積が 0.1ha 以上。

エ　補助金額

アの(ｱ)～(ｼ)については、(1)のエ【補助金額】に準ずる。（ただし、査定係数は 170 とする。）

(3)　重要インフラ施設周辺森林整備

鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林について、地方公共団体及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて実施する人工造林等とする。

ア　事業内容

(ｱ)　人工造林

１の(1)のア【人工造林】に準ずる。

(ｲ)　樹下植栽等

１の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。

(ｳ)　下刈り

１の(1)のウ【下刈り】に準ずる。

(ｴ)　雪起こし

１の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

(ｵ)　倒木起こし

１の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。

(ｶ)　枝打ち

１の(1)のカの(ｳ)【枝打ち（１８齢級以下）】に準ずる。

(ｷ)　除伐

１の(1)のキ【除伐】に準ずる。

(ｸ)　保育間伐

１の(1)のク【保育間伐】に準ずる。

(ｹ)　更新伐

(2)のアの(ｹ)【更新伐】に準ずる。

(ｺ)　付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、(ｱ)～(ｹ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、a の(b)についてはことの限りではない。）とする。

a　鳥獣害防止施設等整備

(a)　施設等整備

１の(1)のサの(ｱ)の a【施設等整備】に準ずる。

(b)　施設改良

１の(1)のサの(ｱ)の b【施設改良】に準ずる。

b　林内作業場及び林内かん水施設整備

１の(1)のサの(ｲ)【林内作業場及び林内かん水施設整備】に準ずる。

c　林床保全整備

１の(1)のサの(ｳ)【林床保全整備】に準ずる。

d　荒廃竹林整備

１の(1)のサの(ｴ)【荒廃竹林整備】に準ずる。（ただし、１の(1)のサの(ｴ)において「ア～コ」とあるのは、「(ｱ)～(ｹ)」と読み替える。）

(ｻ)　森林作業道整備

(1)のアの(ｸ)【森林緊急造成の森林作業道整備】に準ずる。（ただし、(1)のアの(ｸ)において「(ｱ)～(ｶ)」とあるのは、「(ｱ)～(ｹ)」と読み替える。）

イ　事業主体

(ｱ)　県又は市町村（自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。）

(ｲ)　森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

ウ　事業規模等

アの(ｱ)～(ｹ)については、１施行地の面積が 0.1ha 以上。

エ　補助金額

(1)のエ【補助金額】に準ずる。（ただし、査定係数は 180 とする。）

(4)　保全松林緊急保護整備

森林病害虫等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第 7 項に規定する樹種転換をいう。）を行うものとする。

ア　事業区分

育成単層林整備及び育成複層林整備

(ｱ)　保全松林健全化整備

島根県保全松林健全化整備事業補助金交付要綱及び島根県保全松林健全化整備事業実施要領に基づき行う事業とする。

(ｲ)　松林保護樹林帯造成

「松くい虫被害対策の実施について」に基づき樹種転換を行う事業とし、対象とする事業内容は次のとおりとする。

イ　事業内容

(ｱ)　人工造林

１の(1)のア【人工造林】に準ずる。

(ｲ)　樹下植栽等

１の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。

(ｳ)　下刈り

１の(1)のウ【下刈り】に準ずる。

(ｴ)　雪起こし

１の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

(ｵ)　倒木起こし

１の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。

(ｶ)　除伐

１の(1)のキ【除伐】に準ずる。

(ｷ)　保育間伐

１の(1)のク【保育間伐】に準ずる。

(ｸ)　更新伐

(2)のアの(ｹ)【更新伐】に準ずる。

(ｹ)　付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、(ｱ)～(ｸ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただしａの(b)についてはこの限りではない。）とする。

ａ　鳥獣害防止施設等整備

(a)　施設等整備

１の(1)のサの(ｱ)のａ【施設等整備】に準ずる。

(b)　施設改良

１の(1)のサの(ｱ)のｂ【施設改良】に準ずる。

ｂ　荒廃竹林整備

１の(1)のサの(ｴ)【荒廃竹林整備】に準ずる。（ただし、１の(1)のサの(ｴ)において「ア～コ」とあるのは、「(ｱ)～(ｹ)」と読み替える。）

(ｺ)　森林作業道整備

(1)のアの(ｸ)【森林緊急造成の森林作業道整備】に準ずる。（ただし、(1)のアの(ｸ)において「(ｱ)～(ｶ)」とあるのは、「(ｱ)～(ｹ)」と読み替える。）

ウ　事業主体

県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、意欲と能力のある林業経営者とする。

エ　事業規模等

イの(ｱ)～(ｸ)については、１施行地の面積が 0.1ha 以上。

オ　補助金額

(ｱ)　補助金額は、標準経費の百円未満を切捨てたものに補助率を乗じて求める。

(ｲ)　標準経費は１の(4)のイ【標準経費】に準ずる。

(ｳ)　補助率は１の(4)のエ【補助率】に準ずる。

第２　事業計画等

１　事業計画の作成

(1)　知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握したうえで、市町村森林整備計画の達成に資するものとして、別記様式１号により森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業のうち森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備につ

いての森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。

(2)　事業計画の計画期間は原則５年間とする。

(3)　知事は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。

２　事業計画の承認及び変更

(1)　知事は、１【事業計画の作成】により事業計画の承認を林野庁長官に別記様式２号により申請するものとする。

(2)　林野庁長官は、(1)の申請に係る事業計画を適当と認めるときは、別記様式第３号によりこれを承認するものとする。

(3)　事業計画の重要な部分の変更を行うときは、上記(1)及び(2)の規定を準用するものとする。なお、この場合、別記様式第４号により、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。

(4)　(3)に規定する「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

ア　計画期間の変更

イ　事業量の著しい増減

(5)　知事は、(3)に規定する事業計画の重要な部分の変更以外の変更を行ったときは、原則として当該変更を行った年度の末日までに、林野庁長官に別記様式第５号により報告するものとする。

３　実施計画の作成等

(1)　知事は、毎年度、翌年度に実施する森林環境保全整備事業に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、林野庁長官に提出するものとする。

(2)　林野庁長官は実施計画の提出があったときは、当該計画を審査のうえ補助金の予定額を決定し、これを知事に内示するものとする。

(3)　知事は、(2)の内示があった場合には、当該年度の実施計画を調整し、林野庁長官に提出するものとする。

(4)　年度途中において実施計画を変更する場合は、上記⑴から⑷までの規定を準用するものとする。

４　事前計画の作成等

(1)　森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定時期、実施予定箇所及び概

算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した計画（以下「事前計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。

(2)　知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業が第１の１【森林環境保全直接支援事業】の事業内容、事業主体及び事業規模等となることを確認するとともに、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

(3)　知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された内容を随時とりまとめ、県内における森林環境保全直接支援事業に係る間伐等の事業量や間伐材の供給量の見通し等を明らかにするよう努めるものとする。

第３　補助金

要綱第２条の補助金については、本要領第１の事業に要する経費について補助するものとする。

第４　維持管理

１　森林環境保全造林事業により実施した施設の維持管理を行う者は、原則として事業主体とする。

２　当該事業主体は、自らこれを管理し又は他の地方公共団体、森林組合等を指定して管理を行わせることができるものとする。この場合において、県以外の事業主体が他の市町村、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。

３　知事は、森林環境保全造林事業により実施した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

第５　事業実施

１　補助金の交付申請

(1)　事業主体は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書に位置図（施行地の位置を示した５万分の１地形図またはこれに準ずるもの）、施業図を添付し提出することにより、補助金の交付申請を行う。

(2)　要綱第３条第１項に規定する補助金交付申請書の提出期限は、５月末日、７月末日、９月末日、12 月 10 日、翌年の２月末日及び３月 20 日ほかとする。

(3)　事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第３者に委任することができる。委任を受けた者は、知事に対して(1)に記載した書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行う。

2　検査

知事は、交付申請のあったものについて次によるほか、別に定める検査内規により検査を行う。

(1)　検査は申請の受理後速やかに１ 施行地ごとに、申請書等に基づき行うものとする。

(2)　申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地については、(1)の規定にかかわらず、現地で確認を行うものとする。この場合、これらの施行地の 10 分の１以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し現地で確認を行うものとする。

(3)　申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地において、積雪等のやむを得ない理由により補助金交付申請時に現地確認が実施できないと判断される場合は、当該事業主体と協議のうえ、補助金交付申請の事前に現地確認を実施するものとする。なお、その際、事業主体は別記様式第７号により補助金交付申請にかかる事前現地確認依頼書を提出するものとする。

(4)　検査の結果、当該検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。

(5)　(4)の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

(6)　検査員は、検査した事項を検査報告書に記入し、これに署名するものとする。

(7)　検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して５年間保存するものとする。なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3　標準単価

標準単価は次により定める。

(1)　標準単価の構成因子は、事業内容ごとに付表１に掲げる標準単価構成因子を基準とする。

(2)　標準単価の算定は、事業内容に係る作業のうち国が作業工程を提示したものについては当該作業工程を用いるとともに、国が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。

(3)　第１の１【森林環境保全直接支援事業】の事業内容における間伐、更新伐の標準単価は、施行地の面積１ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 ㎥（森林病害虫等防除法第２条第１項に掲げる森林病害虫等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあっては、200 ㎥）を上限としてその数量に応じて定める。

(4)　標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。

(5)　社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施することが見込まれる事業にあっては、これに適用する標準単価を定めることができる。

(6)　標準単価及び竣工検査内規については、事業主体が事業実施の可否を判断し及び低コスト化を図りつつ事業を適切に実施する上で重要な要素であることから、知事は、標準単価の算定に用いる作業工程（国が提示するものを除く。）について、実態と乖離しないよう適時適切に見直すとともに、標準単価及び竣工検査内規に係る情報をホームページ等で積極的に公開するものとする。

4　補助金の交付決定等

(1)　知事は、補助金査定の結果に基づいて、補助金等交付規則（昭和 32 年 5 月 31 日島根県規則第 32 号）第５条及び 11 条の規定により原則として、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。

(2)　知事は、補助金の額を確定した場合には速やかに補助金を交付する。

5　補助金の交付に当たって付すべき条件等

(1)　知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

ア　補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、５年以内（第１の２の(1)、(2)及び(3)【協定等により実施する特定森林再生事業】の事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね 10 年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

イ　第１の１【森林環境保全直接支援事業】に掲げる事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（第１の１の(4)のウの(ｱ)及び(ｲ)に掲げる査定係数【査定係数 180 及び 170】が適用される事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該事業が第１の１の(4)のウの(ｳ)【査定係数 90】に掲げる査定係数が適用される場合にあっては第１の１の(4)のウの(ｳ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。

ウ　第１の１【森林環境保全直接支援事業】に掲げる事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林経営管理法第 40 条第１項及び第２項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去５年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（第１の１の(4)のウの(ｱ)及び(ｲ)　【査定係数 180 及び 170】に掲げる査定係数が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が第１の１の(4)のウの(ｳ)

【査定係数 90】に掲げる査定係数が適用される場合にあっては第１の１の(4)のウの(ｳ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差）を返還すること。

エ　成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

オ　更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して２年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

カ　オに掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

キ　長期育成循環施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度の初日から起算して５年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

ク　第１の２の(2)のアの(ｼ)【森林保全再生整備】を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。

ケ　当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ当該収入及び支出の証拠書類を整備しておかなければならない。

コ　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業完了の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

サ　補助金交付規則、島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱、森林環境保全造林事業実施要領、その他県の通達及び取扱い通知に従わなければならない。

シ　消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第６号により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金の返還をしなければならない。

　ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合にはこの限りではない。

(2)　国への返還

知事は(1)により補助金相当額を収納した場合は、収納した補助金相当額のうち国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

6　その他

(1)　事業主体は、森林法等を遵守し事業の実行にあたること。

(2)　第１の１及び２【森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業】の対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限ることとし、外国樹種の植栽又は播種にあっては、林野庁長官の承認を得るものとする。

(3)　知事は、毎年度の事業の実績について、別に定めるところにより、林野庁長官に提出するものとする。

(4)　知事は、事業の実施に当たって、施行地の森林保険加入を基本として、森林所有者等の指導に努めるものとする。

(5)　事業の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年 6 月 19 日付け 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

(6)　事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

第６　その他

1　県の行う事業については、本要領に準じて行うものとする。

2　知事は、森林環境保全造林事業の実施に関する調査及び指導監督（成功認定を含む。）を行うものとする。

3　市町村長は、森林環境保全造林事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係各団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。

4　本要領により難い事項については、林野庁長官の承認を受けるものとする。

5　令和２年度補正予算（第３号）における事業の対象区域及び事業内容

「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）の山地災害危険地区等における森林整備対策（森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業にあっては、山地災害危険地区、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域において治山対策と連携して実施するもの又は流域治水の取組と連携して実施するものに限る。）並びに令和２年７月豪雨による被害を受けた森林において実施する森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業

6　令和３年度補正予算における事業の対象区域及び事業内容

「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の山地災害危険地区等における森林整備対策（森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業にあっては、山地災害危険地区、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域において治山対策と連携して実施するもの又は流域治水の取組と連携して実施するものに限る。）の対策箇所において実施する森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業

7　令和４年度補正予算（第２号）における事業の対象区域及び事業内容

「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の山地災害危険地区等における森林整備対策（森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業にあっては、山地災害危険地区、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域において治山対策と連携して

実施するもの又は流域治水の取組と連携して実施するものに限る。）の対策箇所において実施する森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業

8　以上のほか、細部の手続き、様式等は、本要領の趣旨に基づき知事が定める。

9　この実施要領の規定は令和５年度事業の５月申請から適用する。

付表１　標準単価構成因子

事業内容	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不要木除去費、不良木淘汰費
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

（注）苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

（注）搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

別記様式第１号

○○地域（○○地区）森林環境保全整備事業計画

１　計画策定主体
２　対象市町村
３　計画の期間
４　計画の目標
５　定量的指標
６　対象事業

事業名	事業実施主体	工期	総事業費	備考
森林環境保全直接支援事業				
特定森林再生事業				
森林資源循環 利用林道整備事業				
山村強靭化林道整備事業				
林業専用道整備事業				
林道施設PCB廃棄物処理促進 対策事業				
合計（全体事業費）				

※対象事業の区域・個所を示した図面を添付

7　事業量

（1）森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業

（単位：ha、m）

事業名 / 事業内容		森林環境保全直接支援事業	特定森林再生（森林緊急造成）	特定森林再生事業（重要インフラ施設周辺森林整備）	合計
a　人工造林					0.00
b　樹下植栽等					0.00
c　下刈り					0.00
d　雪起こし					0.00
e　倒木起こし					0.00
f　枝打ち					0.00
g　除伐					0.00
h　保育間伐					0.00
i　間伐					0.00
j　更新伐					0.00
付帯施設等整備	k　鳥獣害防止施設等整備				0
	l　荒廃竹林整備				0
	m　林内作業場及び林内かん水施設整備				0
	n　林床保全整備				0
o　森林作業道整備					0
計	森林整備(ha)※注				0.00
	森林作業道整備(m)				0

※注　森林整備とは、上記事業内容のａ～ｊの施業とする。

（２）林業生産基盤整備道、山村強靱化林道及び林業専用道

事業内容 ＼ 事業名		森林資源循環利用林道整備事業		山村強靱化林道整備事業	林業専用道
		林業生産基盤整備道	林業専用道	山村強靱化林道	林業専用道
開　　設	路線数				
	事業量(m)				
	走行時間	→	→		
	中間土場整備（円/m3）	→	→		
改　　良（舗装以外）	路線数				
	箇所数				
	走行時間	→	→		
改　　良（舗　　装）	路線数	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	事業量(m)	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	走行時間	→	→		
作業ポイント整備	路線数				
	箇所数				
接続路整備	路線数				
	箇所数				
施設集約化（撤去）	路線数				
	箇所数				

注）走行時間については、左側に開設又は改良前の走行時間、右側に開設又は改良後の走行時間を記載すること（複数路線の場合、それぞれの路線ごとに記載すること）。
中間土場の整備については、左側に残土処理にかかる費用、右側に中間土場にかかる費用を記載すること（複数箇所の場合、それぞれの箇所ごとに記載すること）。
改良については二段書きとし、林業生産基盤整備道の欄は林業生産基盤整備道以外分、林業専用道の欄は林業専用道以外分を上段に内数として括弧書きで記載すること。

（３）林道施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業

	PCB の濃度分析調査	PCB の処理等	
		塗膜の剥離	塗膜の処分
箇所数			（　　）

注）ＰＣＢの処理等のうち塗膜の処分については二段書きとし、塗膜の剥離と同時に実施するものについては上段に内数として括弧書きで記載すること。

８　その他

（１）市町村が多様な森林整備を特に重点的に推進すべき地域に関する事項

（「長期育成循環施業の実施について」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知）の第２の１の（２）関連）

ア　森林の区域及びその面積

実　施　区　域　（林小班名）	面　　積　（ha）

イ　長期的な森林の取り扱いの基本方針

ウ　森林施業の方法に関する事項

エ　最低 15 年間、当該森林が維持すべき立木材積

※対象事業の区域・個所を示した図面を添付

オ　その他必要な事項

（付図）事業計画図

別記様式第２号

第　　号

年　　月　　日

林野庁長官　　殿

島根県知事

○○地域（○○地区）森林環境保全整備事業計画承認申請書

○○地域（○○地区）森林環境保全整備事業計画を承認されたく、計画書（案）を添えて申請します。

（注）事業計画の様式は、別記様式第１号による。

別記様式第３号

番　　号
年　　月　　日

島根県知事　殿

林野庁長官

森林環境保全整備事業計画承認通知書

令和○○年○○月○○日付け○○第○○号で申請のあった○○地域（○○地区）森林環境保全整備事業計画を承認したので通知する。

別記様式第４号

番　　号

年　　月　　日

林野庁長官　殿

島根県知事

森林環境保全整備事業計画変更承認申請書

令和○○年○○月○○日付け○○第○○号で承認通知のあった○○地域（○○地区）森林環境保全整備事業計画について、内容を変更したいので承認されたく、森林環境保全整備事業実施要領第２の２(3)の規定に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

１　変更の理由

２　変更内容

３　変更計画

（注）変更計画の様式は、別記様式第１号による。

別記様式第５号

番　　号

年　　月　　日

林野庁長官　殿

島根県知事

森林環境保全整備事業計画変更報告書

令和○○年○○月○○日付け○○第○○号で承認通知のあった下記○○地域（○○地区）森林環境保全整備事業計画について内容を変更したので、森林環境保全整備事業実施要領第２の２(5)の規定に基づき、変更計画を添付して報告します。

（注）変更計画の様式は、別記様式第１号による。

別記様式第６号

第　　号
年　　月　　日

島根県知事　　様

事業主体名
（団体名及び代表者）

年度消費税仕入税額控除適用報告書

年　　月　　日付け第　　号により交付決定通知があった森林環境保全造林事業補助金について、同通知の記の２の（　　）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付申請番号
２　事業主体名
３　施行場所
４　補助金交付規則第 14 条に基づく補助金確定額
（　　年　　月　　日付け第　　号による額の確定通知額のうち該当分）
金　　円

注　報告書中の（　　）には、交付決定通知の消費税仕入税控除に関する記載箇所の番号を記入する。

別記様式第７号

第　　号
年　　月　　日

島根県知事　　様

事業主体名
（団体名及び代表者）

年度森林環境保全造林事業補助金交付申請に係る事前現地確認依頼書

島根県森林環境保全造林事業実施要領第５の２の(3)に基づき、下記について、事前に現地確認の実施をお願いします。

記

１　補助金交付申請予定時期　　令和〇年〇月末
２　森林環境保全造林事業成績書（今回申請分）